

議案第68号

鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第16条の5第3項中「第43条」を「第26条の7」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第4項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。